

# 苫小牧市立勇払小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月14日策定

## 1. はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要である。

また、こうした取組を進めるに当たっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。更に、これまで起こったいじめ重大事態を教訓に、社会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。児童全員が、「いじめのない楽しい学校生活」を送ることができるように、ここに、本校における「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(1) いじめの禁止 児童は、いじめを行ってはならない。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。

### 数値目標

児童アンケート項目「学校に来て楽しい」 90% (令和4年度90%)
------------------------------------

## 2. いじめの定義

いじめとは、「当該児童と一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、心身の苦痛を感じているもの」である。

ただし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、法のいじめの定義に基づき、被害児童の主観が尊重されなければならない。表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し対応するものである。

## 3. いじめの防止等の基本的な考え方

- (1) 児童が自他を尊重し、心豊かに生活できる環境づくりに努める。
- (2) いじめの防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見・早期対応を組織的に推進する。
- (3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童一人一人の実態の把握に努める。
- (4) 児童がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- (5) 校区の中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を地域一体となって展開する。
- (6) 本方針及び具体的な対策、いじめアンケート結果等については、学校便り等で情報発信し、いじめの防止の啓発に努める。

## 4. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けることが必要である。

- イ おかしいと感じた児童がいる場合には、すぐに全職員で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ウ 日頃から、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめるとともに「教育相談週間」等で当該児童から日頃の悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- エ 「いじめ・学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し見逃しゼロ・いじめゼロの学校づくりを目指す。また、日常のトラブルの中に潜むいじめの芽を見逃さないよう、全職員による定期的な生徒指導交流を行う。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担でいじめ問題の解決にあたる。
- イ いじめられている児童の安心・安全を最優先に考え、情報収集を綿密に行い、事実やその背景を確認する。
- ウ いじめている側の児童に対しては、思いに寄り添いながらも、行為については断じて許されることではないことを毅然とした態度で指導する。
- エ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- オ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- カ いじめられている児童の心の傷を癒すために、SSWや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- キ 些細な兆候や懸念をいじめとして積極的に認知し、いじめを許さない「見逃しゼロ」の姿勢で臨む。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア いじめ問題が起きたとき、学校は正確な事実と情報を家庭に伝える。家庭との連携を密にし、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ウ インターネットやスマートフォン、ゲーム機使用の実態を把握し、通信機器を通して行われるいじめの危険について啓発活動を行う。
- エ 児童の様子や人間関係の変化などに気になる点があれば、保護者と連絡を取り合い双方で見守りながら、連携を密にする。

5. いじめ問題に取り組むための校内組織

「児童が安心して学校生活を送る」ことを第一に考える。

- \* 正確な事実報告、指導内容、担任の思い、今後の対応等を本人・保護者に伝える。
- \* 担任が抱え込まないよう全職員で情報を共有し、組織的に対応する。

(1) 学校内の組織

① 「児童理解研修」 担当：指導部

5月に困り感を持つ児童や配慮を要する児童についての研修を全職員で行う。

「学び支援委員会（支援対象児童実態交流）」 担当：特支コーディネーター

2学期・3学期に1回、配慮を必要とする児童について、現状や指導についての情報や対応を全職員で共有する。

② 「生徒指導委員会」

いじめ防止に関する措置等を実効的に行うため、また、「いじめ」事案発生の際の的確な対応のため、管理職、生徒指導部長、教務主任、養護教諭、当該学級担任による生徒指導委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

③ 「いじめ防止対策委員会」委員長～指導部長、全職員

いじめアンケート、教育相談などの交流、配慮が必要な児童について情報を共有し、同一歩調で当たる事のできるよう指導の確認をする。

## (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。

緊急生徒指導委員会メンバー～校長、教頭、生徒指導部長、教務主任、SSW  
当該学級担任、教育委員会指導室、子ども支援室、警察

いじめに係る行為が最低3ヶ月継続して止み、被害児童が心身の苦痛を感じない場合、いじめが解消されたと判断する。判断後最低3ヶ月間は、全教職員で経過を観察し、その後も再発防止に努める。

## (3) 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、苫小牧市教育委員会に速やかに報告する。
- ②当該事態の調査を行う組織の設置について苫小牧市教育委員会から指示を受ける。
- ③当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ⑤調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告する。

## 6. 学校いじめ基本方針の評価等について

(1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。

- ①いじめ防止全体計画
- ②いじめ防止年間計画
- ③いじめ問題防止に関する校内研修計画  
(生徒指導事例研修 (SST等)・アサーショントレーニング)

(2) PDCAサイクルに基づいた検証を学校自己評価と関連付けて行う。(年2回)

## 7. 支援・配慮が途切れないための取組について

- (1) いじめアンケートは指定された年限を保管すること。(指導部→金庫保管)
- (2) 支援・配慮が必要な児童について、担任間の確実な引継をすると同時に、年度当初に全職員で情報を共有する。

# 苫小牧市立勇払小学校 いじめ防止全体計画

## 学校教育目標

自主的で明るくたくましい、生活力のある子を育てる



## 学校いじめ防止基本方針

- ◎ いじめは絶対に許さない。
- ◎ いじめを絶対に見逃さない。
- ◎ 教職員、児童、保護者等が一丸となっていじめ防止に取り組む。

## 年間活動計画

4月：方針確認 2月：活動評価（学校評価でも実施） 3月いじめ防止基本方針見直し  
学校ネットパトロール【通年】



## いじめ防止対策委員会（特別委員会）～全職員

定例会議：年2回（いじめアンケート・教育相談交流後等）  
臨時会議：生徒指導委員会（いじめ認知時）



## 学年部会（学年経営・学級経営）

支持的風土のある学年  
複数の教員による児童観察・児童理解及び情報の共有



未然防止	早期発見	早期対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルタリング啓発</li> <li>・ネットモラル指導（総合）</li> <li>・ネットトラブル指導（学活）</li> <li>・道徳の時間</li> <li>・学校だより、PTAだより等での啓発</li> <li>・いじめ防止に関する研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な調査（年2回）</li> <li>・年2回いじめアンケート</li> <li>・前後期各1回の教育相談</li> <li>・いじめ相談電話の周知</li> <li>・いじめ相談窓口の紹介</li> <li>・学校ネットパトロール</li> <li>・全職員による情報共有</li> <li>・全職員による対応確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年部会で事実関係把握</li> <li>・いじめ問題へのケア</li> <li>・事実関係の把握（担任等）</li> <li>・保護者との連携</li> <li>・情報の適切な記録・周知</li> <li>・報告、連絡、相談の徹底</li> </ul>



## 重大事態発生

事実関係の把握・情報の収集及び記録

学校全体での事態の分析・判断

教育委員会への報告

調査委員会の設置／詳細調査の実施【児童の心情に留意】

犯罪行為等については、警察や児童相談所と連携

継続的な支援・観察

苫小牧市立勇払小学校 いじめ防止年間計画

月	学校・対策委員会	学年・学級・教科担任
4	いじめ防止基本方針作成(確認)【校長(対策委)】 いじめ防止年間計画作成(確認)【対策委】 学校ネットパトロール【教頭】	引継情報の共有 生徒指導情報交流
5	あいさつ運動開始【学校全体・児童会】 生徒指導事例研修(SST)【全教職員】 第1回いじめアンケート(文科省)【学校全体】 教育相談週間①【学校全体】 児童理解研修【学校全体・定例会】 いじめ防止対策委員会【全教職員】 学校ネットパトロール【教頭】	生徒指導情報交流 教育相談 ヘルプサイトを活用したネットトラブル指導
6	学校ネットパトロール【教頭】 学校評価アンケート開始	生徒指導情報交流
7	学校評価アンケート集約 学校ネットパトロール【教頭】	生徒指導情報交流 いじめ子供サミット
8	児童実態交流【学び支援委員会・全教職員】 学校ネットパトロール【低ブロック】	生徒指導情報交流
9	アサーショントレーニング研修【全教職員】 学校ネットパトロール【中ブロック】	生徒指導情報交流 2年こころの授業
10	第2回いじめアンケート(文科省)【学校全体】 教育相談週間②【学校全体】 学校ネットパトロール【高ブロック】	教育相談 生徒指導情報交流
11	いじめ防止対策委員会【全教職員】 学校ネットパトロール【低ブロック】	生徒指導情報交流 4年こころの授業 4年人権教室
12	学校評価アンケート開始【管理職】 学校ネットパトロール【中ブロック】	生徒指導情報交流 6年こころの授業
1	学校評価アンケート集約【管理職】 児童実態交流【学び支援委員会・全教職員】 学校ネットパトロール【高ブロック】	生徒指導情報交流
2	学校自己評価書作成【管理職】 学校ネットパトロール【指導部・教頭】	生徒指導情報交流
3	次年度改善方針決定・提示【校長】 学校ネットパトロール【全教職員】	生徒指導情報交流

R2年5月1日改訂

R2年3月24日改訂

R4年3月2日改定